

求職活動誓約書

認可保育所等の 入所申込みの方	・現在は求職活動中ですが、入所開始日から<u>3か月以内</u>に、「1か月に48時間以上」の就労を開始した上で、就労証明書を速やかに提出します。 ・添付書類として、公共職業安定所の「登録証」又は「受付票」の写しを提出します。提出できない場合は求職活動を休止しているとみなされ、利用調整において不利な取扱いとなることに異議はありません。 ・求職活動を要件に入所した場合、<u>入所後3か月以内</u>に「1か月に48時間以上」の就労を開始できない場合は、退所することに異議はありません。 ・待機となった場合、<u>認定証の有効期間の終了日以降の利用調整については対象外</u>となることを理解しています（4月入所希望の場合、6月入所まで有効ですが、7月入所以降は対象外となり、7月の利用調整申込期限までに手続きが必要です。）。
認可保育所等を 利用中の方	現在、求職活動中ですが、直近の退職日から<u>3か月以内</u>に、「1か月に48時間以上」の就労を開始した上で、就労証明書を速やかに提出します。 また、<u>3か月以内</u>に就労開始できない場合は、退所することに異議はありません。
認可外保育施設等、 幼稚園、 一時預かり事業を 利用する方	・現在、求職活動中ですが、認定の有効期間の開始日から起算して89日を経過する日が属する月の末日までに「1か月に48時間以上」の就労を開始した上で就労証明書を速やかに提出します（求職活動による認定の有効期間の延長はできません。）。 ・添付書類として、公共職業安定所の「登録証」若しくは「受付票」の写し又は求人情報サイトの利用登録画面の写し等、求職活動をしていることが分かる書類を提出します。

上記の内容を了承し、遵守することを誓約します。

記入日 年 月 日

保護者氏名 (児童との続柄)

☐ 公共職業安定所の「登録証」又は「受付票」がない方はこちらにチェックしてください。

保育所(園)

幼稚園

歳児クラス 申込・入所(園)

フリガナ
児童名

※申込みの場合は、第1希望の保育所等名を記入してください。

※児童が複数の場合は、余白に全ての児童について記入してください。

受付		正		副	
----	--	---	--	---	--